

# 委託業務特記仕様書 (排水ポンプ車)

## 第1条 目 的

本仕様書は、徳島県東部県土整備局長（以下「甲」という。）が保管する「排水ポンプ車」の運転及び操作に関する業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要となる事項を定めたものである。

## 第2条 用 途

排水ポンプ車の用途は、次のとおりとする。

- 1 排水ポンプ車の実運転操作
- 2 排水ポンプ車の操作訓練

## 第3条 業務実施範囲

当該業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- 1 徳島県東部県土整備局管内
- 2 その他、甲が必要と認めた箇所

## 第4条 業務内容

甲が、乙に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

なお、乙は、業務の実施にあたっては、道路車両運送法、道路交通法等車両の運行に係る関係法令及び甲の指示事項を遵守し、排水ポンプ車の導入目的及び用途を考慮の上、誠意をもって適切に遂行することとする。

また、車両の搬送を行う場合は、運行前点検を行うほか、運行後は「県有車両使用簿」に必要事項を記入すること。

業務内容については次のとおりである。

### 1 排水ポンプ車の実運転操作業務

出水時において、浸水被害発生箇所における排水作業を行うこととする。

なお、目的地については甲において指定することとし、乙は、甲が指定した目的地において業務を遂行することとする。

また、当年度内にポンプ車を複数回運転する必要がある場合は、出勤実績に応じて変更契約を行うこととする。

#### (1) 運転

##### ① 往路

乙は、甲が指定する目的地まで車両を搬送することとする。

なお、出発前には、目的地までの搬送及び目的地において実施される作業等が円滑に行われるよう、あらかじめ準備をしておくこと。

また、目的地の状況により人力によるポンプ等の設置が困難であると予想される場合は、クレーン車を準備し、車両とともに目的地まで搬送することとする。なお、クレーン車準備費用については変更契約の対象とする。

##### ② 目的地

乙は、甲が指定する場所に車両等を駐車することとする。

なお、乙は、甲が必要と認めたときは何時でも甲の指示により車両等を移動させるこ

とができるよう、体制を確保すること。

### ③ 復路

甲が指示した業務が完了した場合は、甲の指示により、乙は速やかに車両を車両基地へ搬送し、安全に格納することとする。

なお、格納前に燃料の補給、使用した機器の点検、清掃、外装の洗車等を済ませておくこと。

### (2) 設営

甲が指定する目的地に車両が到着したときには、乙は、甲が指定する職員の指示に従い、指定された位置に車両を駐車させた上、次の業務を行うこととする。

- ・ブルーシートの布設
- ・クレーン車の設置
- ・ポンプ、ホース等の設置
- ・ポンプの操作

### (3) 撤収

甲が指示する業務が終了したのちは、速やかに次の業務を行うこととする。

また、「排水ポンプ車運転記録用紙」に必要事項を記入し、甲に提出することとする。

- ・クレーン車の撤去
- ・ポンプ、ホース等使用した資機材の片づけ
- ・使用資機材の清掃
- ・車両の格納
- ・使用機器の点検

## 2 排水ポンプ車の操作訓練業務

毎年度、出水期前に排水ポンプ車の操作訓練を実施することとし、詳細については実施前に甲乙協議することとする。

なお、訓練の実施にあたっては、会場まで車両を安全に搬送し、到着後速やかに実施できるように、あらかじめ準備しておくこと。

また、車両の搬送を行う場合は、運行前点検を行うほか、運行後は「県有車両使用簿」に必要事項を記入すること。

- ・車両の搬送
- ・クレーン車の設置
- ・ブルーシートの布設
- ・ポンプ、ホース等の設置
- ・出水時における実操作を想定したポンプの操作
- ・訓練終了後における使用機器の点検
- ・車庫への格納

## 3 排水ポンプ車の点検及び試運転

乙は、前回走行時から2ヶ月以上走行を行ってない場合、その都度車両の点検及び試運転を行うこと。

乙は、甲が必要とする場合、指定する場所まで車両を搬送することとする。

乙は、甲が指定する場所に車両を駐車することとする。

甲が指示した業務が完了した場合は、乙は速やかに車両を車両基地へ搬送し、安全に格納することとする。

なお、格納前に燃料の確認、使用した機器の点検等を済ませておくこと。

## 第5条 業務遂行体制

- 1 乙は、安全な業務遂行の観点から、労働基準法、道路車両運送法、道路交通法等関係法令を遵守し、余裕をもって運転手、作業員等の手配等を行うこととする。
- 2 甲乙両者の連絡については、車両搭載の移動型無線機によるほか、携帯電話によることとする。  
乙は、車両の運転業務に従事する者に対して、連絡用の携帯を常時携帯させ、甲との連絡に供することとする。
- 3 乙は、甲及び関係機関との連絡を密にし、緊急時の対応が迅速に行える体制を確保することとする。

## 第6条 緊急出動時の連絡体制等

- 1 乙は、甲が指定する職員から、緊急的な業務実施の要請があった場合、直ちに出勤が可能な体制を確保しておくこととする。
- 2 乙は、緊急連絡体制を整備の上、甲に報告することとする。これに変更があった場合も、同様とする。

## 第7条 燃料及び消耗品の取り扱いについて

- 1 燃料は、使用後乙において補給を行う。
- 2 車両及び機器の使用により交換を必要とする消耗品がある場合には、乙において交換する。
- 3 上記の燃料及び消耗品に要する費用については県の負担とし、甲において支払うこととする。

## 第8条 運転記録等

乙は、甲からの出動指示により排水ポンプ車を緊急出動した際は、別紙「排水ポンプ車運転記録用紙」により運転記録等を速やかに甲に提出することとする。

## 第9条 事故処理

乙は、業務の実施に当たって交通事故等が発生したときは、直ちにその状況を甲に報告するとともに、速やかに事故等の処理を行い、かつ、これに伴う一切の費用を乙が負担する。

## 第10条 その他

- 1 乙は、この仕様書に明記されていない事項であっても、車両の運行に際し必要となる事項については、乙の責任において処理することとする。

## 排水ポンプ車運用要領

降雨災害時において、内水により浸水被害が頻繁に生じる箇所では、被害を最小限に食い止めるためにも迅速に排水を行う必要がある。

平成16年には、台風23号をはじめ度重なる豪雨により県内各地において浸水被害が発生した。このことを受けて、特に県管理河川への排水が不十分なことに起因する内水被害を軽減することを目的として、排水ポンプ車を配備することとした。

### 1 目的

本運用要領は、特に県管理河川において内水による浸水被害が発生し、あるいはそのおそれがある場合に、現地に出動して排水作業を行い、浸水による被害の軽減、あるいは復旧を速やかに行うため、排水ポンプ車の運用方法等について定める。

### 2 諸元

排水ポンプ車の主要諸元については次のとおりである。

形式	排水ポンプ車
排水量	30m <sup>3</sup> /min
排水距離	60m
車種	徳島・吉野川・阿南【いすゞ自動車：PA-FSR34H4Z型】 美波【日野自動車：TKG-FD9JJAA型】
車体寸法	徳島・吉野川・阿南【全長8.12m×全幅2.49m×全高2.92m】 美波【全長7.78m×全幅2.28m×全高2.70m】
総重量	徳島・吉野川・阿南【11t】 美波【8t】
燃料	軽油
駆動	後軸駆動
乗車定員	2名

### 3 保管

#### (1) 東部

- ① 車両基地：勝浦川左岸排水ポンプ車格納庫 徳島市雑賀町東開3-1
- ② 車両管理庁舎：東部県土整備局（徳島庁舎）

#### (2) 西部

- ① 車両基地：吉野川合同庁舎公用車車庫 吉野川市川島町宮島736-1
- ② 車両管理庁舎：東部県土整備局（吉野川庁舎）

#### (3) 南部

- 1-① 車両基地：南部総合県民局阿南庁舎公用車車庫 阿南市富岡町あ王谷46
- 1-② 車両管理庁舎：南部総合県民局（阿南庁舎）
- 2-① 車両基地：南部総合県民局美波庁舎海部詰所車庫 海部郡海陽町奥浦字鹿ヶ谷3-1
- 2-② 車両管理庁舎：南部総合県民局（美波庁舎）

※ 車両管理庁舎については以下「管理庁舎」という。

### 4 体制

#### (1) 県土整備部（河川整備課）

招集	出動	解除
・業者の待機を指示 (管理庁舎を通じて)	・業者へ出動を指示 (管理庁舎を通じて)	・業者へ解除を指示 (管理庁舎を通じて)

- (2) 管理庁舎（東部県土整備局（徳島庁舎）、東部県土整備局（吉野川庁舎）及び南部総合県民局（阿南庁舎・美波））

招 集	出 動	解 除
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者の招集</li> <li>・準備状況を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出動指示を業者へ伝達</li> <li>・作業状況の報告※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫への返納を指示※</li> </ul>

※ ただし、出動地が管理庁舎管外である場合は、出動地庁舎が行う。

- (3) 管理庁舎以外の出動地庁舎  
西部総合県民局各庁舎及び南部総合県民局（那賀）  
※以下これを「管理庁舎以外の庁舎」という

招 集	出 動	解 除
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出動地の確認</li> <li>・情報収集</li> <li>・庁舎等で待機 (排水ポンプ車到着まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業状況の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫への返納を指示</li> </ul>

## 5 各体制の移行基準

各体制への移行基準は次のとおりである。

なお、体制の移行は河川整備課長の指示によるものとする。

段 階	体制の移行基準
招 集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨等により浸水被害が発生するおそれがあるとき</li> </ul>
出 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等から出動要請があったとき</li> <li>・内水等の水位上昇により浸水のおそれ又は被害が発生したとき</li> <li>・被害は発生していないが、過去の浸水状況等から発生の可能性が高いとき</li> </ul>
解 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害のおそれがなくなり、排水作業等の必要がなくなったとき</li> </ul>

## 6 要請された場合の対応

- (1) 出動要請の窓口

市町村等からの出動要請の窓口は管理庁舎及び管理庁舎以外の庁舎とする。

なお、管理庁舎及び管理庁舎以外の庁舎に出動要請があった場合は、速やかに河川整備課までその旨を連絡するものとする。

- (2) 出動の判断

河川整備課は、出動要請を受けた場合は河川整備課長に対し速やかにその旨を報告する。河川整備課長は、出動要請箇所の状況や国土交通省保有車両の出動（予定）状況等を考慮し、また管理庁舎の長とも調整の上、総合的に判断するものとする。

## 7 要員等

各管理庁舎の長は、毎年度はじめに県内の建設業者等からあらかじめ排水ポンプ車の訓練、運転及び出動を委託する業者を決定し、契約を締結するものとする。

班員種別	人数	作業分担
現場責任者：管理庁舎等担当職員	1名	現地への先導・現場指揮
情報収集・報告等：同上	1名	河川整備課との連絡・報告業務
作業監督員：委託業者	1名	作業員の指揮
ポンプ車運転：同上	1名	ポンプ車の現地への搬送
クレーン車運転：同上	1名	クレーン車の現地への搬送
作業員：同上	4名	機械操作・ポンプ設置

## 8 出動箇所の調査、整備等

緊急時に速やかに出動及び活動が行えるよう、過去の浸水状況等を調査の上、あらかじめ出動が予想される箇所を想定しておき、必要に応じて整備を行う。

## 9 運転記録等

### (1) 排水ポンプ車の運転記録

管理庁舎の長は、委託業者から次の事項について、別紙「排水ポンプ車運転記録用紙」により報告を求めるものとする。

また、報告があった場合は、速やかに河川整備課長に報告するものとする。

- ① 出動箇所（河川名・住所）
- ② 排水ポンプ車の現場到着年月日及び時刻
- ③ 排水ポンプ車の出動、返納年月日及び時刻
- ④ 排水ポンプの起動、停止年月日及び時刻
- ⑤ 出動者（役職・氏名）
- ⑥ 気象等現場の状況
- ⑦ 使用による機器等の破損状況
- ⑧ その他参考なるべき事項（写真等）

### (2) 県有車両使用簿

管理庁舎の長は、排水ポンプ車用の「県有車両使用簿」を整備・保管する。

排水ポンプ車出動後は、委託業者が必要事項を記入の上、管理庁舎の長に提出するものとする。

## 10 点検整備

### (1) ポンプの点検整備

各管理庁舎の長は、毎年度はじめに、排水ポンプ車の保守点検整備について排水ポンプ車製造業者と委託契約を締結するものとする。

#### ① 点検の回数及び時期については、次のとおりとする。

- ア 年点検 1回（4月又は5月）
- イ 随時点検 原則1回とし必要に応じて回数を増やす  
（排水ポンプを実際に稼働させた後など点検が必要な時期）

#### ② 点検整備時の点検項目及び点検方法は、別紙「排水ポンプ車点検整備チェックシート」による。

#### ③ 管理庁舎の長は、委託業者から次の事項について、上記の排水ポンプ車点検整備チェックシートにより報告を求めること。

また、報告があった場合は、速やかに河川整備課長に報告すること。

- ア 点検の年月日及び時刻
- イ 点検の結果（良否の判定）
- ウ 点検の理由（年点検及び月点検）
- エ その他参考となる事項

### (2) 車両の点検整備

車両については、2年に1度必要となる車検整備以外に、定期的に法定点検を実施する。

### (3) ポンプ使用後の点検

ポンプ使用後は、使用に起因する破損状況等についてチェックし、上記9の排水ポンプ車運転記録用紙に記入する。

## 11 保 険

### (1) 自動車保険への加入

排水ポンプ車の運転中における事故等に対応するため、次により自動車保険に加入するものとする。

なお、保険に要する費用は県の負担とし、支払い方法は次のとおりである。

- ① 強制保険：車検時に支払う。
- ② 任意保険：管理庁舎が加入し、保険会社への支払いは管理庁舎が行う。

(2) 自動車保険（任意保険）の契約内容

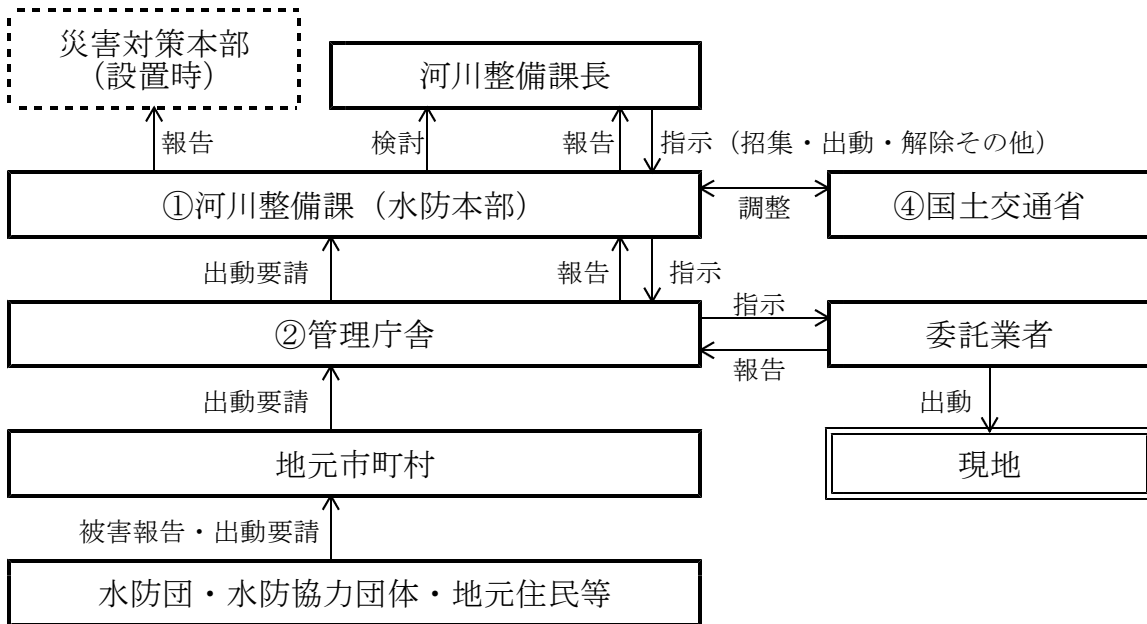
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限（免責0円）
人身傷害	無制限
特約等	公有自動車割引

12 訓 練

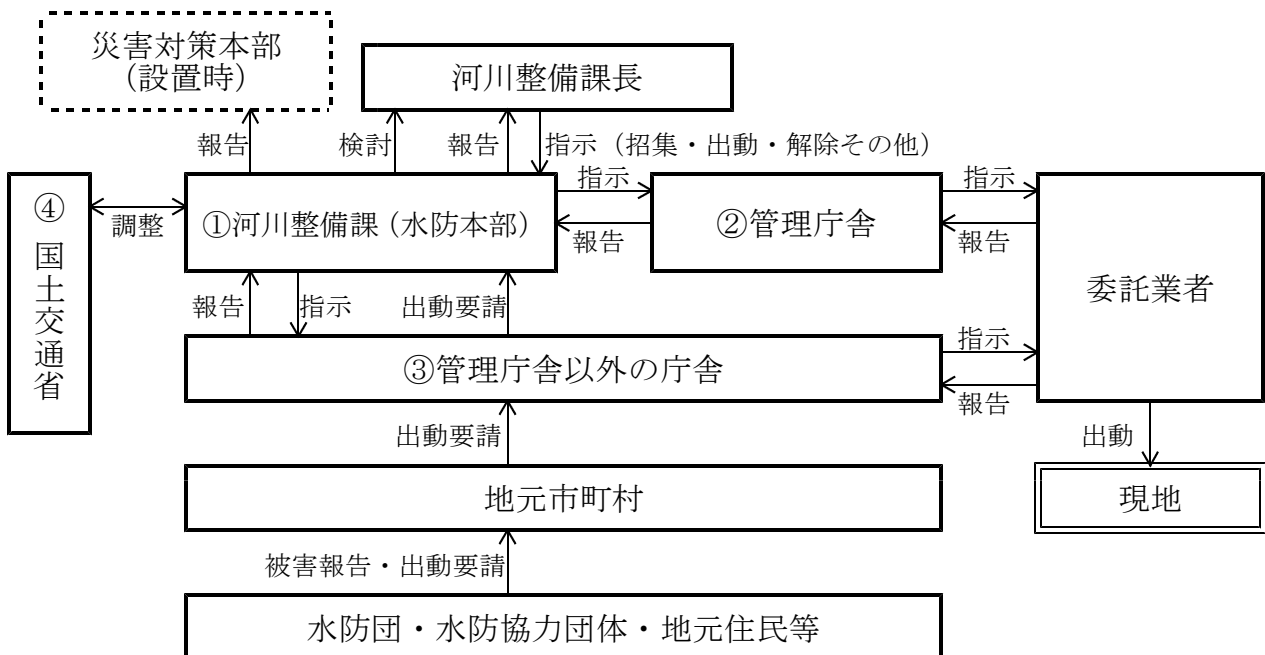
排水ポンプ車及び付属設備の運転操作について、毎年度出水期前に、管理庁舎及び管理庁舎以外の庁舎の担当職員並びに委託業者による研修及び訓練を開催ものとする。

【排水ポンプ車の出動フロー】

(1) 出動地が管理庁舎管内の場合



(2) 出動地が管理庁舎管外の場合



**【連絡先】**

## ① 河川整備課（水防本部）

電話番号	F A X
088-621-2570	088-621-2870

## ② 管理庁舎

庁舎名	担当課・係	電話番号	F A X
南部総合県民局（阿南庁舎）	施設管理担当	0884-24-4232	0884-24-4303
南部総合県民局（美波庁舎）	予防保全・管理担当	0884-74-7461	0884-74-7455
東部県土整備局（徳島庁舎）	河川・砂防管理担当	088-653-8847	088-623-4026
東部県土整備局（吉野川庁舎）	施設管理担当	0883-26-3732	0883-26-3995

## ③ 管理庁舎以外の庁舎

庁舎名	担当課・係	電話番号	F A X
西部総合県民局（美馬庁舎）	予防保全・管理担当	0883-53-2232	0883-53-2083
西部総合県民局（三好庁舎）	予防保全・管理担当	0883-76-0618	0883-76-0452
南部総合県民局（那賀庁舎）	予防保全・管理担当	0884-62-0219	0884-62-2928

## ④ 国土交通省

事務所名	担当課・係	電話番号	F A X
国土交通省 徳島河川国道事務所	河川管理課	088-654-9266	088-654-9267
国土交通省 那賀川河川事務所	管理課	0884-22-6592	0884-22-9795

## 附 則

この要領は、平成17年11月30日から施行する。

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

この要領は、平成22年7月22日から施行する。

この要領は、平成23年2月21日から施行する。

この要領は、平成29年5月1日から施行する。